

令和3年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年6月24日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年6月24日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第45号議案及び第46号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第47号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第48号議案

第30期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第49号議案及び第50号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について

(2) 令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
地域教育支援部長	小 菅 政 治
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第10回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

ここで、初めに新しい委員の御紹介でございます。令和3年6月15日付けで、新井紀子委員が就任されましたので、御紹介を申し上げます。新井委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【新井委員】 初めまして。新井紀子でございます。

私は三代東京でお世話になっておりますので、私、微力ながら東京都に何か貢献できることがあればと思い、お引き受けさせていただくことにいたしました。専門は、ちょっと変わっておりますけれども、法学部を経て、数学者でございます。最近はAIを中心とした情報学及び教育学等も勉強させていただいているところです。先輩の委員に様々教えていただきながら、お役を全うできればと思っております。御指導御べんたつのほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

【教育長】 どうぞよろしくをお願いいたします。新井委員、ありがとうございました。今後どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、東京新聞社からの取材と、6名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意を願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴人の皆様方もマスクの正しい着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 5月27日の令和3年第8回定例会議事録及び5月28日の臨時会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧をいただきましたと存じますので、よろしければ御承認頂きたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、5月27日の令和3年第8回定例会議事録及び5月28日の臨時会議事録につきましては御承認を頂きました。

机上に6月10日の令和3年第9回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第48号議案から第50号までにつきましては、人事等に関する案件でございますので、これを非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第45号議案及び第46号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第45号議案及び第46号議案「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について」の説明を、都立学校教育部長からお願いをいたします。

【都立学校教育部長】 第45号議案及び第46号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について御説明いたします。

議案資料を御覧ください。

記書きの1でございますが、改正内容でございます。（1）に記載の東京都立学校設置条例の一部改正でございます。アにつきましては、別表の高等学校の欄に東京都立小台橋高等学校の名称及び位置を追加するものでございます。

続きまして、イにつきましては、別表の特別支援学校の欄に、東京都立立川学園の名称及び位置を追加するもので、（2）は関連の東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正するものでございまして、アは別表の高等学校の欄に小台橋高等学校の名称、課程及び学科を定めるものでございます。イは別表の特別支援学校の欄に、立川学園の名称、障害種別、課程及び学科を定めるものでございます。

まず小台橋高校の概要につきまして、3ページを御覧ください。

同校は「都立高校改革推進計画 新実施計画」に基づき、新たに設置するチャレンジスクールでございます。午前部、午後部、夜間部を置く昼夜間定時制・単位制・総合学科の学校でございます。学校の規模は、1学年9学級で、全36学級、1,080人を定員といたしまして、設置場所は足立区小台二丁目1番31号で、令和4年4月1日の開校を予定してございます。

目指す学校、教育課程編成の基本方針等につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、立川学園の概要について御説明いたします。

同校は「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」に基づきまして、聴覚障害教育部門及び知的障害教育部門を併置する学校として設置するものでございます。学校の規模につきましては、聴覚障害教育部門の幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・専攻科、43学級190人程度、知的障害教育部門につきましては、小学部・中学部、31学級140人程度としておりまして、設置場所につきましては、立川市栄町一丁目15

番地7で、令和4年4月1日の開校を予定しております。

以下、目指す学校、教育課程、施設計画等につきましては御覧のとおりでございます。

2ページにお戻りください。

2の都議会に付議する時期でございますが、令和3年第3回の東京都議会定例会を予定しております。

3の施行期日でございますが、(1)の東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は公布の日から、(2)の東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則も公布の日から施行するということでお諮りさせていただいております。

なお、施行規則につきましては、都議会において条例案が可決された場合に確定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 設置等についてはこれで結構かと思いますが、特に小台橋高校につきまして、以前よりチャレンジスクールのニーズが非常に高い状況にありますし、こうしてチャレンジスクールの学科内容を見ても、いろいろと工夫をされて、新しい学びのコース設定がされていますので、こういうことも、是非今後もチャレンジスクールの充実というのは鋭意進めていっていただきたいなということでコメントさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。学校とともに取り組んでまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 この御提案内容は、私も賛同するところです。東京都立川学園について、聴覚障害のお子さんが昔から学んでいる学校ですけれども、特に最近ろう者の言語獲得に関する研究が深まっています。また、ろう者を支援するようなツール

もさまざま出てきております。幼稚部の段階から母語をしっかりと獲得させるということが、その後の学びの深まりにつながりますので、是非ともそういう最新の研究成果や技術的なテクノロジーの進化等も踏まえつつ、幼稚部・小学部できちんとした母語、日本語に限らず、日本語も含めて、母語の獲得が行われるような指導の在り方というのをこの機会に探っていただきたいと願います。

【都立学校教育部長】 先生の御意見を踏まえまして、引き続き学校の教育活動が充実するように努めてまいります。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではほかに御意見ございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認を頂きました。

第47号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に第47号議案「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、引き続き都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第47号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

1の改正理由でございます。都教育委員会では、都立高校に在籍する生徒のうち、発達障害等があり、指導が必要な生徒に対して、通常の授業とは別に、障害に応じた特別な指導を行い、学習上又は生活上の困難を改善、克服することを目的とした、通級による指導を今年4月から開始しております。この通級による指導は、年間7単位を上限に、自立活動の単位とすることが可能となっております。定時制の課程のうち、単位制による課程及び通信教育の課程につきましては、東京都立学校授業料等徴収条例により、授業料等について年額ではなく1単位当たりの金額で定められており

ますが、これらの課程に在籍している生徒が通級による指導を履修する場合も、当該履修単位に応じて授業料等を徴収することとなります。現行の規定は、当該年度中に単位を履修することを前提に規定されておりますが、2ページの通級による指導の概要の4の特徴欄に記載させていただいておりますけれども、通級による指導につきましては、年度途中からの履修や年度をまたぐ履修、また、履修期間の延長・短縮等の特別な取扱いができますが、これについて当該施行規則上の規定がございませんので、今回必要な規則改正を行うものでございます。

戻りまして、2の改正内容でございます。通級による指導に関しましては、今申し上げましたとおり、定時制課程・単位制課程の授業料及び通信制の課程の通信教育受講料等について、特段の新しい規定が必要になりますのと、また休学や留学、転退学の場合等の取扱いについても同様でございますので、教育長が別に定めるという規定を追加するものでございます。また改正理由記載のこととは連動いたしません、本改正に併せまして、東京都全体のはんこレスの取組の推進に併せまして、別記の各様式について押印欄を削除する改正を併せて実施したいというものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行をさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 今回のこの改正はこれで結構かと思うんですが、不勉強なので教えていただきたいなと思うんですけども、今回、これが発達障害等がある子の通級に関する制度の改正ですけども、例えば通常の普通課程だとかで、年度の途中で交換留学などに行って半分になっていたとか、それでまた翌年度帰ってきたとかというときの授業料の扱いというのは、どういうふうになっているんですか。例えばそれは単位制ですね。普通科だと年間であるんでしょうけれども、単位制の学校で、同じような形で半分しかいなかったとか、そういう場合については規則があるんでしょうか。

【都立学校教育部長】 転退学等に関しては、月割りで徴収するという規定を設けておりまして、その形でやらせていただいております。戻りましてという場合につい

ては、その年度のものとして1単位1,740円、戻ってきた月から月割りで払っていた
だくような形になっておりますので、その取扱いでやらせていただきます。

【北村委員】 すみません。確認ですけれども、交換留学みたいに、夏から出て夏
に帰ってくるような方の、通信制であるとか単位制の子の場合は、今おっしゃったよ
うな形でもう既に対応していただいているということでしょうか。

【都立学校教育部長】 その場合につきましては、単位の履修を年度の当初に入れ
て、それがまたぐともう一度翌年度にお願いするような形になっております。

【教育長】 よろしいでしょうか。何か補足ありますか。よろしいですか。ありが
とうございました。

ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤委員】 実験校と言いますか、パイロット校で、秋留台高校で非常にうまく
いっていたというか、非常に試みとしては良いことなので、全校に広げると。今後、
今、全校に広めるに当たって、見通しですか、現実にはこういうことが起こっているの
で、こういうところで増えそうだな、出てきそうだなという、見通しと言うとちょっ
と語弊があるのですけれども、そういうことがあるのかどうか。

それから、先ほどの小台橋高校ですかね。新たな単位制の高校ということで、これ
は私の認識ですと、例えば新宿山吹高校と同じような仕組みになるのだと思いますけ
れども、ちょっと違いますかね。荒川商業の後進ということで新たにつくるというこ
となんですけれども、この単位制高校の取組、それから今回の通級指導、更に広げて
いける枠組みをつくる、非常に結構なことだと思うんですけれども、今後の見通しと
言いますか、そうしたものがあ程度議論の過程であればお話いただければと思いま
す。

【都立学校教育部長】 まず、先の通級による指導に関しましては、委員が今御指
摘いただいたとおり、昨年度は秋留台で試行的にやらせていただいていた、今年度4
月から他の学校も、御希望のある学校、つまり生徒と保護者が希望し、指導が必要で
あると認められた生徒さんが指導を受けられるということを前提としておりまして、
現在のところ10校35名が受講しているという状況でございます。今後もこういった生

徒について、毎年度十分に周知を実施してまいりますので、その過程の中で必要な子供に届いていくようになるかと考えております。

それから2点目の小台橋高校につきましては、こちらの学校はチャレンジスクールでございますので、新宿山吹とはちょっとまた違うカテゴリーですけれども、課題を抱える生徒さんがもう一度高校でしっかり学習できるようにする学校というのは、大きなカテゴリーとしては同じということになります。教育の課程につきましても、チャレンジスクールならではの、そういうことに配慮した三部制であるとか、単位制で、必要なことを順次取っていけるとか、そういったことについては同じような形になってはいます。こんなところでよろしかったでしょうか。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 先立って、通級の手引きというのが作成されましたけれども、この都立高校でも活用されますでしょうか。

【所管課】 発達障害担当の小川といいます。

小・中学校の運営ガイドラインについては、昨年の3月に策定させていただきましたので、これを参考に都立高校に対しては導入時に説明をしているところです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではほかに御質問等ございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございませうか。—〈異議なし〉—それでは本件につきましては、原案のとおり御承認を頂きました。

報 告

(1) 令和4年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 次に報告事項(1)「令和4年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料

について」の説明を、指導部長からお願いをいたします。

【指導部長】 報告事項の（１）令和４年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用の教科書の調査研究資料について説明させていただきます。

まず、都立学校で使用する教科書の採択業務についてでございます。文部科学省の検定教科書について、都教育委員会が調査研究資料を作成いたしました。今後これらを基に、都立高等学校等が教科書を選定し、その選定結果等に基づいて都教育委員会が採択を行う形になっております。

今年度の教科書調査研究・採択について御説明いたします。

表のR３の欄に黒丸が付いているものが、今年度新たに調査研究・採択を行うものでございます。今年度採択の対象となる教科書は、主に新学習指導要領に基づく、主として低学年用の教科書でございます。なお、令和２年度に行われた教科書検定において、合計311点の教科書が検定に合格しております。

１を御覧いただければと思いますが、令和２年度に新たに検定に合格した311点の教科書を対象として、この度調査研究を行ったところでございます。これらの教科書は、１点を除き、令和４年度から実施される新しい高等学校学習指導要領に対応した教科書でございます。

次に、２でございます。調査研究は各教科書の違いが明瞭に分かるように、「内容」及び「構成上の工夫」の二つの観点から実施しております。

まず「内容」についてですが、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、この目標等と関連する調査項目を教科ごとに設定し、調査しております。さらに、全ての教科において、「防災や自然災害の扱い」や、「オリンピック・パラリンピックの扱い」について調査をしております。

次に、２ページ、「構成上の工夫」についてでございますが、各教科書の構成等に関し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫、ユニバーサルデザインの視点、デジタルコンテンツの扱いといった、特に工夫されている点について調査をいたしました。

続いて中段の３になりますが、都立特別支援学校の高等部において使用する教科書

の調査研究につきましては、障害のある生徒にとって使いやすいものかどうかという視点に立って、「内容」及び「構成上の工夫」について調査研究を行っております。

以上について、資料を御覧いただきながら、具体的にこの後説明させていただきます。

令和4年度使用高等学校用の教科書調査研究資料として、資料1 共通教科、資料2 専門教科、資料3 特別支援学校の3種類がございます。机上に置かせていただいている厚いものでございます。なお、資料の抜粋版をデータで御用意いたしましたので、委員の皆様にはこの後タブレットで御覧いただきますよう、よろしくお願いたします。少々お待ちください。

共通教科については11教科25種類でございます。種目数が非常に多いため、今回は「地理総合」を参考に御説明をさせていただければと思っております。

令和4年度に使用される教科書として新たに発行される、「地理総合」の教科書6点でございます。資料1では76ページになりますが、項目2として、学習指導要領における教科・科目の目標等を示しております。新しい学習指導要領では、全ての教科において、各科目の見方、考え方を働かせた学習を行うことが特徴であり、「地理総合」では社会的事象の地理的な見方、考え方を働かせ、課題を追求したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目指し、地域や地球的な課題への取組などを理解したり、地理的な課題の解決に向けて構想したりする科目でございます。

画面は資料1の77ページを示しておりますが、こちらの下段になりますが、調査項目等を具体的に掲載しております。今回は、1「内容」、2「構成上の工夫」の2区分に分けて、調査研究を行っております。

まず(1)「内容」から御説明いたします。(1)「内容」は、「調査研究の総括表」と「調査項目の具体的な内容」で構成されております。「調査項目の総括表」では、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、設定した調査項目について該当するページ数、箇所数などを調査しております。さらに、「調査項目の具体的な内容」として、教科書の特徴や違いなどをより明確にするために、教科書における具体

的な内容を調査しております。このイの項目の*の付いている事項のように、都教育委員会の教育目標等や学習指導要領の総則に基づき、都教育委員会として個別具体的な調査を必要とした事項がございます。

資料1の78ページでございますが、それらの事項を設定した理由をイの②に記載しております。

次に(2)「構成上の工夫」でございます。これは各教科書の構成等において、特に工夫されている点について調査研究を行い、その結果を記述したものでございます。

それでは調査結果を実際に御覧いただきたいと思っております。

資料1の79ページでございますが、まずア「調査研究の総括表」の調査結果につきましては、総括表にまとめております。例えば「b 地図の読図や作図などを主とした作業的、体験的な学習を取り入れるなど、地理的技能が身に付くように工夫している箇所数」については、作業的、体験的な学習を行うよう示している箇所をカウントして、そちらに示したものでございます。

具体的な事例について、教科書を用いてお示しいたします。御覧いただいているとおり、こちらがヨーロッパの内陸水路交通では、ベオグラードからロッテルダムまでの水路をたどろうとなっております、「作業的な学習を行う箇所」に該当するためカウントをしております。

続きまして、資料1の86ページでございます。事例として、「防災や自然災害の扱い」に関しては、「防災・減災のためにできることの紹介」、「日頃からの備えについての紹介」などの記述がございます。

資料1の91ページでございますが、最後に(2)「構成上の工夫」の調査結果に関してまとめております。

以上が高等学校「地理総合」の調査結果でございます。

続いて、資料3になりますが、高等学校用教科書調査研究資料(特別支援学校)を御覧ください。先ほどと同じで、「地理総合」を例に御説明させていただきます。

資料3の16ページでございますが、特別支援学校高等部の生徒にとって、どのように使いやすいものになっているかについて、「内容」及び「構成上の工夫」の観点から調査をしたものでございます。「内容」につきましては、①では「学習の課題や要

点が単元の始めや終わりにまとめてあり、障害のある生徒が学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるか」や、②では「学習の要点が巻末にまとめてあり、障害のある生徒が学習全体のまとめや振り返りを行うことができるか」などについて、箇所数とページ数を調査しております。「構成上の工夫」については、「文字の大きさ、文字の量など、障害のある生徒にとって適切であるか」や、「単元が見開きで構成され、障害のある生徒が集中して学べる構成であるか」などについて調査し、一覧表にまとめたほか、17ページにありますように、単元の構成や要点の示し方、図や写真資料による説明などの工夫について状況をまとめています。

資料2の高等学校の専門教科については、説明を割愛させていただきますが、以上が教科書調査研究資料の概要でございます。

ただいま御説明したように、教科書調査研究資料につきましては、今後速やかに各都立学校等に周知をし、各学校に設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用いたします。都教育委員会では、これらの教科書調査研究資料と、各都立高等学校等による教科書選定結果等を総合的に判断して、各都立高等学校等で使用することが適当と認める教科書を採択していくこととなります。

説明は以上でございます。

【教育長】　ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

新井委員、お願いします。

【新井委員】　御説明ありがとうございました。私は学校の検定済み教科書の一部を使って、どれくらいの児童・生徒あるいは社会人がその内容を正確に読めるかという、リーディングスキルテストというテストを作っていますけれども、それを作るために各教科書をくまなく読むということを日課にしています。そういう中で、特に高等学校の社会科の教科書は非常に読みづらいという印象を、どの会社についても持っています。それは内容を盛り込み過ぎようとして、事実の羅列がどうしても多くなるという傾向があります。発展的な学習のポイントを書こうとしても、それがただポンというふうに吹き出しのように書いてあって、それ以外の本文は基本的に事実の羅列がなるべく多く盛り込もうとされているために、多くの高校生にとって、これを意味

として、グローバル、国際理解とか国際協力であるとか、地理情報から全体を考えるというような余裕が生まれえないような教科書の作りになっていると感じています。そのせいで暗記科目と呼ばれるということも多いのかなと思います。このような観点から、これが何回出てきているかみたいなふうにまとめますと、多い方がいいというふうについて印象を持ってしまいがちになります。逆にこういうものだと読みにくいとかというような観点であるとか、もう少し質的な観点、あるいは文章の文長分析であるとか、係り受けの複雑度の分析であるとか、学習部位の難しさ分析であるとか、語彙（ごい）量分析であるとか、今、デジタル的に入手もできますので、ある意味テクノロジーによってそういうものも自動的に分析ができるようなこともありますから、こういう観点を幾つかクリアしているかというような、量的なものだけではなくて、もう少し深掘りした分析が今後は行われることが望ましいなと思います。そのことによって、今回は高校生ですけれども、全ての児童・生徒が教科書だけをしっかりと理解すれば教科の内容が分かるという、そういう授業になっていくことを望みます。

以上です。

【指導部長】 学習指導要領が新しくなりまして、教科書で学ぶと最近よく言われるようになってきております。昨今の教科書は、どちらかというと知識ばかりではなくて、子供たちに考えさせたりですとか、そういったところも教科書調査で分かってきたところですよ。ただ委員御指摘のように、どうしても知識の部分が多いという事実もあるかと思しますので、今後、これまでも委員の皆様には、教科書研究のことにはいろいろ御指摘も頂いたところですので、今後どういう形がより良いのか、確かにデジタルというものも出てくるということもありますし、どういう形がより子供たち、あるいは学校の先生方のためになるのかという点で、考えていきたいと思っております。

以上です。

【新井委員】 ありがとうございます。前向きに捉えていただきうれしいです。

それともう一つ。教科書を見ていて、これは高校だけではないんですけども、ややどうなんだろうと思うことがありまして、それは意味がない地紋、紙にデザインが入っているんですね。紙に地紋が入っているというの、分かります？ ピンクとか黄

色とか赤い模様が入っているとか。そういうのは、学習障害があるお子さんにとっては、ちらつきであるとかのもとになりますので、そういうことに気付かれた場合はそういうことをアノテーションして、こういう意味がない地紋とか、意味がないデザイン性のようなものがあったときには、気を付けてチェックをされるとよいかと思います。

以上です。

【指導部長】 教科書調査におきまして、表記ですとか、そういったところをきちんと調査することになっております。今の御指摘の点も踏まえまして、今後また考えていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、また今後の調査研究に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問・御意見ございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 それでは報告事項(2)「令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」の説明を、人事部長からお願いをいたします。

【人事部長】 報告事項(2)令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について御説明いたします。

本件は平成24年度に、大阪市立高等学校で発生した体罰事故を契機といたしまして、都内公立学校の体罰の根絶に向け、教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態把握を行い、毎年結果を公表しているものでありまして、今回で9回目の報告となります。

資料でございますが、最初の1ページがこれから御説明する概要でございます、2枚目以降は調査項目ごとの数値や体罰が発生した学校などの詳細情報を記載したものでございます。

まず1の調査・態様でございます。令和2年12月に、令和2年度に発生した体罰や不適切な指導などにつきまして、その疑いのある事案を含めて調査を行いました。調査方法ですが、教職員については校長による聞き取り調査、児童・生徒については質問紙調査及び聞き取り調査を実施いたしました。なお、本調査以外で判明し、報告があった事案、例えば12月以降3月までに発生した事案も数値に含めてございます。

次に、2の調査結果でございます。都教育委員会におきまして、報告を受けた事案を1件ずつ審査いたしまして、以下のとおりの認定を行いました。まず体罰でございますが、令和2年度に体罰を行った者は7人でございます。本調査を開始した平成24年度以来、初めての1桁の数値となっております。また不適切な行為、これは体罰につながりかねない不適切な指導や暴言などがございますけれども、これを行ったものは139人ございました。その下のイ 体罰の内容でございますが、体罰を行った7人は全て教職員でございます。部活動指導員などによる体罰は発生しておりません。

一つ飛ばしまして、体罰が行われた場面ですが、授業等の教育活動中が6、部活動中が1でございました。

二つ飛ばしまして、下から2番目の丸ですが、行為者7人の体罰に対する認識は、感情的になり体罰に及んだものが6、言葉で繰り返し言っても伝わらなかったことにより体罰に及んだものが1でございます。

そして体罰の程度が著しい事案、これは被害を受けた児童にけがを負わせた事案でございますが、1件発生してございます。なお悪質性、危険性のある行為、例えば硬い道具を使ったりですとか、危険な部位への行為などですが、そういった事案はございませんでした。

その下の囲みでございますが、各学校における研修の取組や、それによる教職員の意識の高まりによりまして、また他の要因もあるとは存じますが、体罰や不適切な行為を行った者は減少してございます。ただし、いまだ根絶には至っておりませんので、体罰の根絶に向けて引き続き対応を進めていく必要があると考えております。

その下の3の体罰根絶に向けた取組でございます。まず今年度も7・8月を体罰防止月間といたしまして、体罰や不適切な行為の根絶に向けた校内研修等を全公立学校

で実施いたします。

次に、体罰を含めまして、服務事故の未然防止に向けて、今年4月に改訂いたしました服務に関するガイドライン、これは過去の事例を織り交ぜながら、求められる具体的な行動を分かりやすくお示したものですけれども、これも公立学校の全教職員に配布してございます。また、ふくむニュースレター、これは直近の服務関連の話題をまとめて、教職員向けにメールで発信しているものでございますけれども、こうしたものを服務事故防止研修などあらゆる機会を捉えて活用してまいります。

さらに一番下の丸でございますが、体罰等により懲戒処分を受けた者に対しましては、再発防止の観点からアンガーマネジメント研修を実施してまいりますとか、指導方法や意識を改善する研修によりまして、体罰に結び付いた指導方法や、その元となる自らの意識を変えさせる取組も進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 報告どうもありがとうございます。これは毎回申し上げていることですが、本来体罰は、これはゼロでなければいけないことですので、数字が減っていることそのものは前向きに捉えつつも、やはりゼロへ向けてしっかりとやっていただきたいというのが申し上げたいことです。その中で、なぜゼロにならないのかを、やはりもう少し学校で先生方に考えていただきたいというのは、先日の教育委員会でもちょっと申し上げましたけれども、どうも世代間、先生方の中で、いまだにこういう行為が本当にいけないことなんだということが、必ずしも周知徹底されていない場面というのがあるのではないかという気がします。その点について、本当にたくさん研修をされていたりとか、ここにあるような取組をされているので、これ以上どうすればいいのかというのがあるかと思うんですが、これは本当にしっかりとやっていただきながら、やはり採用のときに、先生方に教師という職業をもう少ししっかり考えていただくとか、ベテランの先生の言葉が学校の中でどうしても強かったりとか、ベテランの先生の考え方というのが学校の中で大きな影響を持ったりしている

ような場面があったりするとき、本当の意味での今の教育の新しい考え方が、必ずしも現場に浸透していないなんていうこともあるかもしれません。どうしても新しく先生になられた方を中心に、自分たちがどういうふうに振る舞えばいいのかということが、最初に思っていたことと学校にいる間に変わってくる場面などもあるかもしれない。そんなことも含めて、いろいろなことを考えていただきたいんですが、とにかくこれをゼロに向けて、東京はこれだけの先生がいて、実は7というのは非常に少ないとも思う面がないわけではないんですが、本来これはゼロでなければいけないということで、今後もしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【人事部長】 委員おっしゃるとおり、これはあってはならない、体罰はしてはならないということが出発点でございますので、数字は確かに少なくなっただけではいるんですが、これは根絶を目指さなければならないという認識で、今後もやっていきたいと思っております。

委員御指摘の、年代別の分析をしたところ、この7人でございますけれども、50代以上が4人ということで、50代以上が過半を占めてございます。

また、新しい教員に対しても是非ということでございまして、私ども、新規採用教員の採用前の説明会の段階で、体罰を含めまして、体罰以外にも教員が陥りやすい事故、そういったものについて具体的な事例を分かりやすく、こういったことが実際に起きているので、起こさないでほしいというような説明をしているところでございますが、今後も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

【北村委員】 よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 体罰の数だけを見ると、30年度、元年度、2年度と急速に減っているようには見えます。2年度はコロナということで特殊な事情があったので、また違うかと思うんですけれども、一方、報告は294、308、214ということで、あまり減ったとはっきり言えるような統計的な状況にないと考えます。こうすると、報告はいつでも一定数あると。その中で分類をすることになるということになって、本当に手を

上げるとか蹴るとかというようなことではなくて、もっと別の形の不適切な指導の、ある意味狡猾化というか、体罰をすると懲戒になるので、そうではないような形での不適切な行為というのが増えたり、判断が難しいようなものが増えたりしてしまうのではないかと懸念をします。体罰になると懲戒になるということがきちんとはつきりしてくると、それを避けるために、何か別の方法を取ってしまうというようなことも、数字だけを見ると、内容は承知しておりませんから、憶測で言うのもあれですけども、そう思えなくもありません。そのことを考えますと、例えばLINEいじめみたいなものが子供の間でありますけれども、若い先生方の間でも、そういう何か雰囲気醸成することによって子供を追い詰めるというような事例があるのかもしれない。そういうことによって、子供が心に傷を負うのが、体罰は本当に体にも傷を負いますけれども、そういう追い込まれることで子供が心に傷を負う深さというのは、それにも増して劣らないと思いますので、多分されているとは思いますが、この不適切な行為に関する分析というのもしていただきたいなと思います。

【人事部長】 委員の御指摘のとおりでございまして、体罰は確かに7だったんですけども、ここにもお示ししている不適切な行為はまだ100件以上あるという状態でございます。不適切な行為とは、例えばどういったものかと申し上げますと、子供たちの体に、軽いんですが有形力の行使を行ってしまったり、例えばおでこをピンとたたかすとか、手をたたかすとか、小突くとか、体罰にまでは至らないんだけどそれはやっぱり不適切なもの。また暴言ですね。子供たちに対して恐怖感とか侮辱感とか、そういった言葉を掛ける。例えばふざけるなですとか、下手くそとか、馬鹿とか。また、子供たちを威嚇するようなこと、例えば教卓をたたかすとか、何かを蹴るですとか、そんなものも不適切な行為に入っています。もちろんこういったこともあってはならないことですので、これはこれで私どもも根絶に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

【新井委員】 ドメスティックバイオレンスなどでも、直接的な暴力であるとか、威嚇であるとか、壁とか机をたたかすというようなものから、おまえがどれぐらいクラスに迷惑を掛けているか分かっているのかというような、そういうようなタイプのものも、モラルハラスメントとして社会では広く認知されてきています。ですので、そ

ういうタイプのものも含めて、やはり子供が自分はこの中にはいけないのではないかと思うようなことは、やはり教育現場ではあってはならないことですので、そういうことも含めて、これまでの定型的な体罰・不適切な行為の分類から、やはり社会全体がそういうハラスメントに対して意識が向上している中で、東京都の教育委員会でも、そのハラスメント全体に対しての意識を向上させ、教育現場においてそういうモラルハラスメント的な言動等もなくなってほしいと願います。

【人事部長】 委員のおっしゃるとおりであります。子供たちの人権とか人格とか、そういったものを阻害することはもちろんあってはならないことですので、そういったものの根絶に向けても取り組んでいきたいと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 新井委員の繰り返しになるかもしれませんが、この体罰の内容の中に、言葉で繰り返し言っても伝わらなかったことによりというふうにあります。今、保護者から、言っても言っても言うことを聞かないですという相談があります。中には、怒らないと改善しないのではないかと思っている、それを信じているという方もいます。今は褒めて育てるということがもう主流で、子供たちの良いところを認めて、悪いところはさりと結構流す、そこを強調しないというような育て方を私たちは伝えていきます。繰り返し言っても伝わらなかったというところで一回立ち止まって、注意の仕方、教え方、声掛けの仕方というのを考えることを先生方に伝えていただければと思えます。

【人事部長】 委員のおっしゃるとおりでございますので、研修等の場で、事例等の中でも、こういったときにはどういうふうにするべきなのかというのを考えさせる研修をやっていきたいと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、たくさん貴重な御意見を頂きました。今後改善をしていきたいと思えます。

それではほかに御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月8日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長から説明をお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会の予定でございますけれども、7月8日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室で予定しております。

以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がございましたとおり、次回教育委員会につきましては7月8日に開催をいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時53分)